

徳島県告示第三百七号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

令和四年五月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
国民健康保険勝浦病院	二 勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三番地	令和四年三月三十一日